

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 10

補助金等名称	三田交通安全協会運営補助金				担当課	危機管理課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	10	交通安全関係団体補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心		(市の取り組み) 交通安全運動の充実			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一市施策補完型【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】					
補助期間	(開始) 不明 年度 ~ (終了) 平成 29 年度					
補助根拠(法令・要綱等)	三田交通安全協会運営補助金交付要綱					
補助目的	三田交通安全協会の運営にかかる経費を補助することで、協会がより円滑に交通安全啓発活動を行うことを目的とする。					
補助対象者	三田交通安全協会					
補助対象事業	三田交通安全協会の運営					
補助対象経費	三田交通安全協会の運営にかかる経費					
補助金額 又は補助率	定額()円	・	定率(/)	その他(予算で定めた額)		
	上限額()	千円				

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田交通安全協会	三田交通安全協会	三田交通安全協会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		18,013,209 円	18,688,449 円	19,020,730 円			
うち、補助対象経費		160,000 円	160,000 円	160,000 円			
財源内訳	市補助金②	160,000 円	100.0%	160,000 円	100.0%	160,000 円	100.0%
	一般財源	160,000 円	100.0%	160,000 円	100.0%	160,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	17,853,209 円		18,528,449 円		18,860,730 円	
	下記以外の資金(会費等)	16,490,570 円		16,487,259 円		16,045,581 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)						
繰越金	1,362,639 円		2,041,190 円		2,815,149 円		

当該団体の概要

団体等の名称	三田交通安全協会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	会費、窓口事務費、市委託料
構成員及び人数	会員:3,770名 執行部:18名 職員:5名(パート雇用1名含む)	設立年月日	昭和31年4月5日
主な活動内容	交通安全教室、交通安全啓発活動、通学の安全確認活動、優良運転者表彰等		

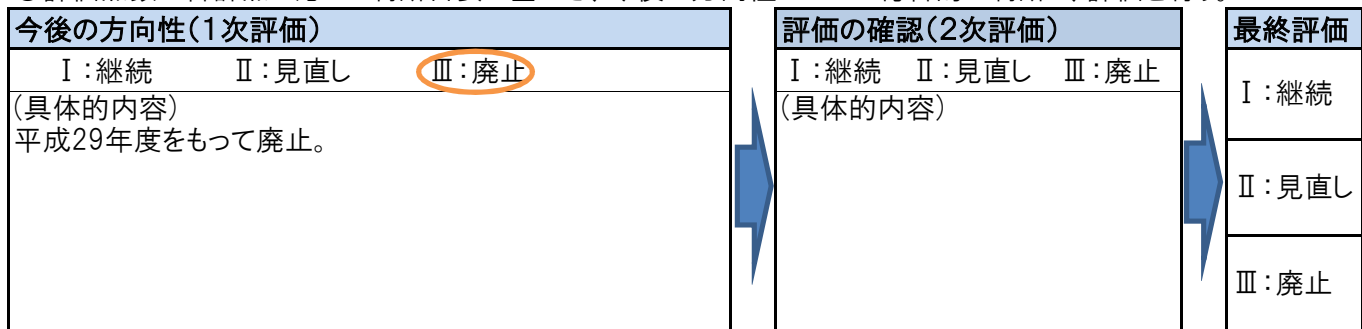
補助金等名称	三田交通安全協会運営補助金	担当課	危機管理課
--------	---------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	学校や地域における交通安全教室の実施、街頭啓発活動等を行っており、市民の安全を守ることに繋がっている。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	交通安全教室や街頭啓発の中心的役割を担う団体であり、円滑な運営のために補助は一定必要・有効であるが、できる限り自主財源による運営体制をつくることが望ましく、また、交通指導員業務に対しては委託料を支出していることから団体補助は廃止する。		2		
公平性(5点)	市内一律に交通安全教育を行う団体であり、他に類似する団体はない。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	年間を通じての運営に対する補助で、啓発活動の回数や規模を考慮すると、全体経費に対する補助の率は妥当である。		5		
合計(25点満点)			17		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 11

補助金等名称	三田防犯協会運営補助金				担当課	危機管理課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	10	三田防犯協会運営費補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心		(市の取り組み) 犯罪のないまちづくりの推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一市施策補完型【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】					
補助期間	(開始) 不明	年度 ~ (終了)			年度	
補助根拠(法令・要綱等)	三田防犯協会運営補助金交付要綱					
補助目的	三田防犯協会の運営にかかる経費を補助することで、協会がより円滑に防犯活動を行うことを目的とする。					
補助対象者	三田防犯協会					
補助対象事業	三田防犯協会の運営					
補助対象経費	三田防犯協会の運営にかかる経費					
補助金額 又は補助率	定額()円	・	定率(/)	・	その他(予算で定めた額)	
	上限額()	千円				

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度		
交付先		三田防犯協会	三田防犯協会	三田防犯協会		
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,816,793 円	6,240,528 円	6,470,409 円		
うち、補助対象経費		3,049,650	3,049,650	3,049,650		
財源内訳	市補助金②	3,049,650 円	100.0%	3,049,650 円	100.0%	3,049,650 円 100.0%
	一般財源	3,049,650 円	100%	3,049,650 円	100%	3,049,650 円 100.0%
	国・県費		0%		0%	0.0%
	その他		0%		0%	0.0%
	国・県補助金③					
	自己資金④	1,767,143 円		3,190,878 円		3,420,759 円
	下記以外の資金(会費等)	903,014 円		2,350,773 円		2,644,420 円
その他収入(参加料・協賛金等)						
繰越金	864,129 円		840,105 円		776,339 円	

当該団体の概要

団体等の名称	三田防犯協会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	市補助金、会費
構成員及び人数	執行部:26人、事務局職員:1人	設立年月日	昭和31年4月1日
主な活動内容	地域防犯活動、犯罪防止のための街頭啓発活動、公益的な場所への防犯カメラ設置事業、防犯功労者の表彰		

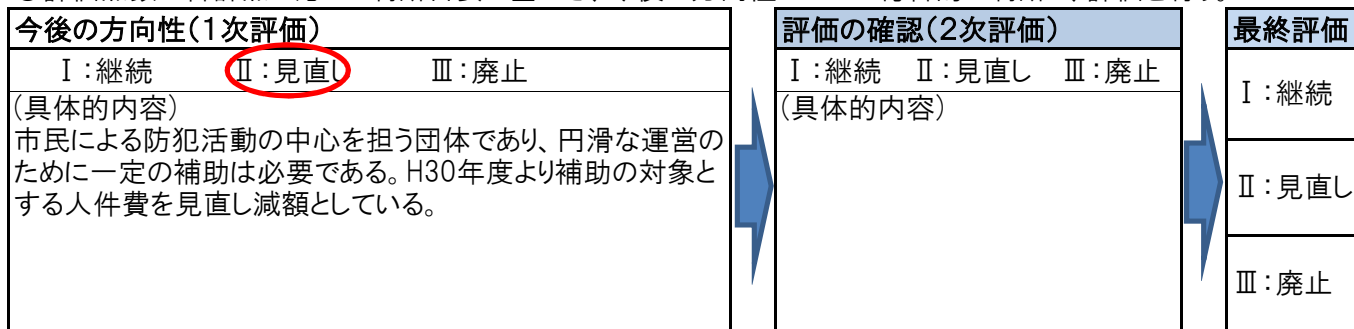
補助金等名称	三田防犯協会運営補助金	担当課	危機管理課
--------	-------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	市内各地域で防犯活動の中心を担う団体であり、市民の安全を守る活動を行う団体である。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	犯罪を未然に防ぎ、安全安心のまちづくりを推進するには、継続的に防犯活動を行うことが必要であり、その中心を担う防犯協会の円滑な運営のために補助は必要であり、有効である。		9		
公平性(5点)	市内各地域に支部があり、その活動を支援する役割も担っており、他に類似する団体はない。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	年間を通じての運営に対する補助で、啓発活動の回数や規模を考慮すると、全体経費に対する補助の率は妥当である。		5		
合計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-複数)

整理
番号 13

補助金等名称	自主防災組織育成事業				担当課	危機管理課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	自主防災組織育成事業				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 非常時への備え		(市の取り組み) コミュニティ防災力の強化			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-団体支援型	市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象
補助期間	(開始) 1995 年度	~ (終了) 2019 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市自主防災組織助成要綱・三田市自主防災組織育成事業推進計画	
補助目的	災害対策基本法および三田市地域防災計画に基づき、市民の自主的かつ組織的な防災活動を推進することにより、市民や地域の防災力の向上を図ることを目的とする。	
補助対象者	自主防災組織(三田市民)	
補助対象事業	防災資機材整備事業・維持管理事業・防災訓練事業	
補助対象経費	結成時補助金上限100,000円・訓練経費を世帯数により上限10,000円、15,000円、20,000円	
補助金額 又は補助率	定額	定率(/) ・ その他 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		41	45	31			
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,530,826 円	1,987,798 円	1,396,307 円			
うち、補助対象経費		1,430,826 円	1,987,798 円	1,396,307 円			
財 源 内 訳	市補助金②	920,000 円	46.3%	1,076,156 円	54.1%	640,000 円	45.8%
	一般財源	920,000 円	46.3%	1,076,156 円	54.1%	640,000 円	45.8%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	610,826 円		911,642 円		756,307 円	
	下記以外の資金(会費等)	610,826 円		911,642 円		756,307 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

当該団体の概要

災害対策基本法及び三田市地域防災計画に基づき、「自分の地域は自分で守る」を合言葉に、地域で自主的に結成している団体である。各区自治会単位で結成し、地域での防災訓練の実施など防災力の向上に尽力している。

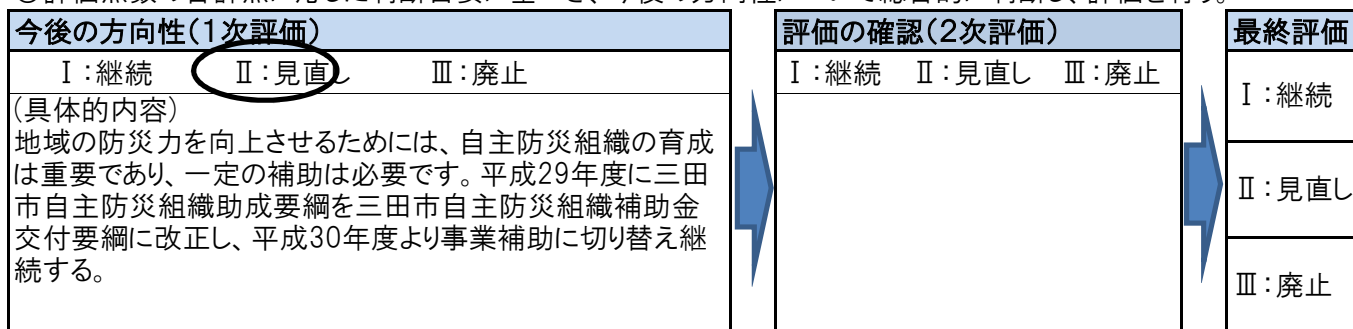
補助金等名称	自主防災組織育成事業	担当課	危機管理課
--------	------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の 公益性 (5点)	自主防災組織は、市民が地域の防災活動を実施するために区自治会等を単位として結成し運営する組織である。		5		
補助の 必要性 及び 有効性 (10点)	地域の自主防災力を向上させるためには、災害対応資機材を整備することが重要であり、多額の費用が必要となる。また、災害時に整備した資機材を有効に活用するためには定期的な防災訓練は欠かすことができません。災害対応資機材の整備や、取扱いを含めた訓練は必要不可欠であり、自主防災組織の負担は大きい。 資機材を整備し、定期的に防災訓練を実施することにより、地域防災力の向上が見込まれ、市民の安心安全に寄与している。		10		
公平性 (5点)	災害は市民すべてに分け隔てなく影響を及ぼすものである。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(10,000~20,000円) ※結成時補助は100,000円	a以外の補助率等を採用する理由	防災訓練事業は参加者の人数によって、支出費用が異なる傾向にあり、基本的に世帯数に比例すると思われることから、世帯数による補助金額の設定としている。また、結成時は一定の資機材を要することから結成時補助は世帯数に関わらず定額としている。	
	ニュータウン地域、特にウッディタウンについては、世帯数が多く補助率が低くなっている傾向があり、地域の負担が大きい。地域防災力の向上は非常に重要であり、市民の生命・身体に直接影響を及ぼすことから、人口の多い地域は増額も視野に入れるべきである。			5	
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 14

補助金等名称	暴力団等追放三田市民の会運営補助金			担当課	危機管理課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費
	小事業	15	暴力団等追放三田市民の会運営費補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心		(市の取り組み)		犯罪のないまちづくりの推進			

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助一団体支援型 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】		
補助期間(開始)	不明	年度	～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	暴力団等追放三田市民の会運営補助金交付要綱		
補助目的	暴力団等追放三田市民の会の運営にかかる経費を補助することで、市民の会がより円滑に暴力団排除活動を行うことを目的とする。		
補助対象者	暴力団等追放三田市民の会		
補助対象事業	暴力団等追放三田市民の会の運営		
補助対象経費	暴力団等追放三田市民の会の運営にかかる経費		
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(/)	・その他(予算で定めた額) 上限額()千円

補助金等の交付実績

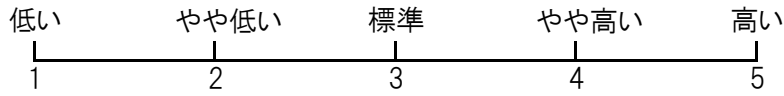
		29年度	28年度	27年度			
交付先		暴力団等追放三田市民の会	暴力団等追放三田市民の会	暴力団等追放三田市民の会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		581,586 円	450,084 円	449,279 円			
うち、補助対象経費		150,000 円	148,500 円	250,000 円			
財源内訳	市補助金②	150,000 円	100.0%	148,500 円	99.0%	250,000 円	168.4%
	一般財源	150,000 円	100.0%	148,500 円	99.0%	250,000 円	168.4%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	431,586 円		301,584 円		199,279 円	
	下記以外の資金(会費等)			50,000 円		50,037 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	130,002 円		100,002 円		100,000 円		
繰越金	301,584 円		151,582 円		49,242 円		

当該団体の概要

団体等の名称	暴力団等追放三田市民の会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	市補助金、上部団体支援金、賛助金
構成員及び人数	市内近郊の団体・事業所等	設立年月日	平成8年10月29日
主な活動内容	明るいまちづくり市民のつどい開催、暴力団等追放街頭啓発活動		

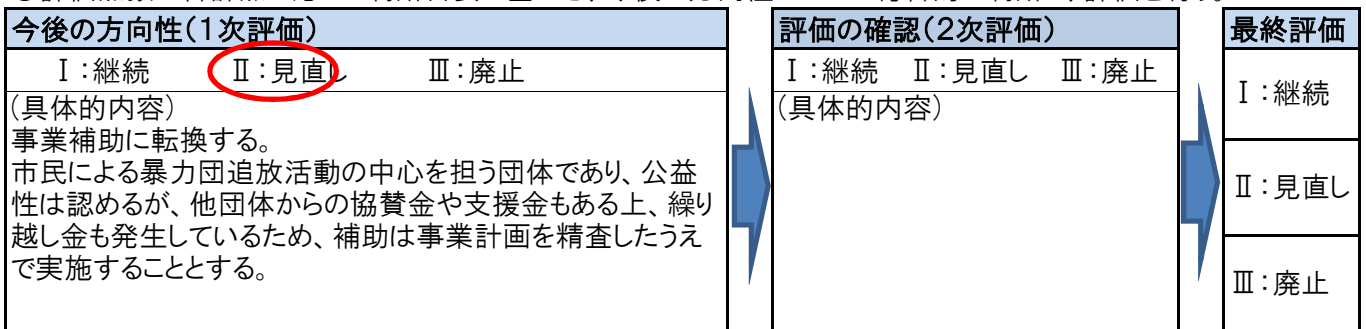
補助金等名称	暴力団等追放三田市民の会運営補助金	担当課	危機管理課
--------	-------------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	暴力団等の排除活動を目的とした団体であり、市民の安全を守るうえで公益性は高い。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	暴力団等の排除活動の中心的役割を担う団体であり、継続的に円滑な活動を行うために、一定の補助は必要である。		9		
公平性(5点)	市内近郊の多くの団体等が加盟し、官民一体で暴力団排除を目的に活動する市内唯一の団体である。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	2	
	平成28年度から補助額の見直しを行っている。暴力団事案が市内で発生していないことから年間の活動経費が抑えられているため、再度見直しの必要がある。		平成27年度までは補助額を250,000円としてきたが、事業内容の見直しと合わせ、28年度から150,000円とした。暴力団事案が市内で発生していないため、結果として平成28年度決算ベースでは活動経費全体が抑えられ、1/2を上回った。		
			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 15

補助金等名称	三田市区・自治会等防犯カメラ設置事業補助金			担当課	危機管理課		
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目
	小事業	12	安全・安心(防犯)まちづくり推進事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心		(市の取り組み)		犯罪のないまちづくりの推進		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間	(開始) 27	年度				～ (終了)	年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市区・自治会等防犯カメラ設置事業補助金交付要綱						
補助目的	犯罪の予防並びに市民の安全安心の確保に寄与するため、防犯カメラの設置事業を推進することを目的に補助を行う。						
補助対象者	区・自治会等						
補助対象事業	公共的空間における防犯カメラ設置事業						
補助対象経費	防犯カメラの購入及び設置工事にかかる経費						
補助金額 又は補助率	定額()円		定率(/)		その他()		
	上限額(160,000円)		千円				

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		4	1	4			
実施又は運営等に当たって要した費用①		910,000円	228,564円	1,134,000円			
うち、補助対象経費		750,000円	148,564円	814,000円			
財源内訳	市補助金②	370,000円	49.3%	80,000円	53.8%	320,000円	39.3%
	一般財源	370,000円	49.3%	80,000円	53.8%	320,000円	39.3%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	160,000円		80,000円		320,000円	
	自己資金④	380,000円		68,564円		494,000円	
	下記以外の資金(会費等)	380,000円		68,564円		494,000円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		3台設置 (市補助を受けた設置台数)	5台設置 (市補助を受けた設置台数)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	4台設置 (市補助を受けた設置台数)	1台設置 (市補助を受けた設置台数)	4台設置 (市補助を受けた設置台数)

補助金等名称	三田市区・自治会等防犯カメラ設置事業補助金	担当課	危機管理課
--------	-----------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	地域において、公共的空間に防犯カメラを設置する事業主体としては、多くの地域住民で構成する区・自治会が適切であり、公共性が高い事業であることから、市が補助を行うことは適切である。また、防犯カメラ設置事業には県補助もあるが、応募数増により採択される場合と採択されない場合がある。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	犯罪抑止及び犯罪発生時の捜査を目的に、公共的空間に防犯カメラを設置することには市民の要望が高い。		5		
必要性 (5点)	犯罪のない安全安心のまちづくりを推進するために、防犯カメラの設置は必要な事業である。		5		
有効性 (5点)	防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果が高い。		5		
公平性 (5点)	市内の全ての区・自治会に、防犯カメラ設置補助事業に応募する機会があり、公平性は保たれている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(160,000円) ※ただし県補助額を除く	a以外の補助率等を採用する理由	区・自治会による防犯カメラ設置事業については、平成26年度までは県補助のみであったが、多額の費用を要する事業であるため、平成27年度からは市補助も開始した。県補助を受けることになれば市補助はその分減額する。	
	公共的空間への防犯カメラの設置は、地域住民からも要望が高い事業であるが、設置には相当の費用を要するため、区・自治会が独自で設置するには一定の補助が必要である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 平成29年度、市主体で地域における防犯カメラ設置が終了したことに伴い、補助を廃止した。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 18

補助金等名称	三田市防犯灯設置事業等補助金(電気代)			担当課	危機管理課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費
	小事業	10	防犯灯設置維持管理費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 生活の安全・安心		(市の取り組み) 犯罪のないまちづくりの推進					

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	平成12年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市防犯灯電気代補助金交付要綱
補助目的	防犯灯の移管を行っているが、地域内調整等に時間を要する等まだ移管を行っていない区・自治会等の防犯灯の電気代を補助し、地域防犯の推進を支援する。
補助対象者	区・自治会等
補助対象事業	区・自治会等が行う防犯灯の維持管理事業
補助対象経費	防犯灯の電気代にかかる経費
補助金額 又は補助率	定額()円・定率(/)・その他(電気代相当額全額) 上限額()千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		163	163	163			
実施又は運営等に当たって要した費用①		7,253,055 円	19,805,338 円	22,770,147 円			
うち、補助対象経費		7,253,055 円	19,805,338 円	22,770,147 円			
財源内訳	市補助金②	7,253,055 円	100.0%	19,805,338 円	100.0%	22,770,147 円	100.0%
	一般財源	7,253,055 円	100.0%	19,805,338 円	100.0%	22,770,147 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	140灯分補助	7,983灯分補助	7,943灯分補助
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	8,071灯分補助	7,983灯分補助	7,943灯分補助

補助金等名称	三田市防犯灯設置事業等補助金(電気代)	担当課	危機管理課
--------	---------------------	-----	-------

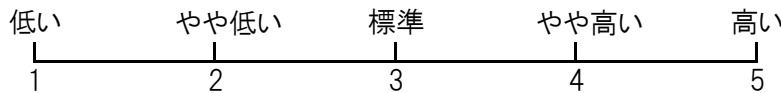
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 防犯灯管理事業を見直し、平成29年度に区・自治会管理の防犯灯を市へ移管した。 しかし、地域内調整に時間を要している区・自治会があるため、平成31年度を期限に補助を継続する。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	地域住民が使用する公道に設置するものであり、住民からの要望も高い。		5		
必要性 (5点)	犯罪のない安全安心のまちづくりを推進するために、防犯灯の設置・管理は必要であるが、管理事業を見直し市への移管を実施している。		2		
有効性 (5点)	防犯灯の設置は、犯罪を防止し、地域住民に安心をもたらすものである。		5		
公平性 (5点)	移管に対し地域内調整に時間を要している区・自治会が対象となる。		2		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由	公共性が高いものであり、経費相当分の補助を行う必要がある。	
	公道等における防犯灯の維持管理は、公共性が高いものであり、電気代相当分の補助を行うことは妥当である。			3	
合計(25点満点)			17		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容) 平成31年度をもって廃止する。	I : 継続 II : 見直し III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等一複数)

整理番号 20

補助金等名称	地域防災訓練支援事業補助金				担当課	危機管理課
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費
	小事業	12	地域防災訓練支援事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 非常時の備え		(市の取り組み) コミュニティ防災力の強化			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 平成22年度	(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	地防災訓練支援事業補助金交付要綱	
補助目的	風水害や地震など地域の防災力を高め、将来の災害への備えの充実を図るため小・中学校と地域団体等とが連携し、実施する地域防災訓練に対して補助金を交付する。	
補助対象者	学校(市内公立小・中学校)又は地域団体	
補助対象事業	風水害、土砂災害、地震災害等を想定し、小・中学校と地域団体等とが連携、避難行動要支援者支援を含めた訓練	
補助対象経費	一校あたり上限30,000円	
補助金額 又は補助率	定額()円 上限額(30)千円	定率(/) その他()

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		7	9	16
実施又は運営等に当たって要した費用①		210,000円	270,000円	480,000円
うち、補助対象経費		210,000円	270,000円	482,376円
財源内訳	市補助金②	210,000円 100.0%	270,000円 100.0%	480,000円 99.5%
	一般財源	210,000円 100.0%	270,000円 100.0%	480,000円 99.5%
	国・県費	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	0円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	0円	0円	0円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	20校で補助を活用した訓練を実施	29校で補助を活用した訓練を実施	29校で補助を活用した訓練を実施	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	7校で補助を活用した訓練を実施	9校で補助を活用した訓練を実施	16校で補助を活用した訓練を実施	

補助金等名称	地域防災訓練支援事業補助金	担当課	危機管理課
--------	---------------	-----	-------

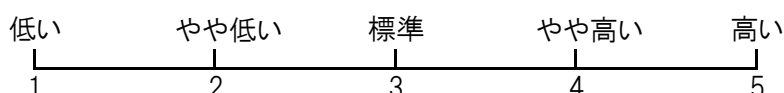
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 各地域団体と地域内の学校が自助・共助の取り組みを進めるために必要な事業ではあるものの、所管課の教育委員会において、管理、補助することが望ましい。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	学校(市内公立小・中学校)は市指定避難所であり、地域の防災拠点である。この学校と地域が合同で行う防災訓練は災害発生時の対応を円滑にし、減災を図ると同時に市民の安全安心に寄与することから公益性の高い事業である。		5		
必要性 (5点)	実施するにあたり、計画、立案、調整の為の会議等を使用する必要経費、また当日の訓練(実演)の為の指導者への謝金、旅費も補助対象経費とする必要がある。		5		
有効性 (5点)	自助、共助の観点から、小学校、中学校、地域、避難行動要支援者を交えた防災訓練は非常に有効である。		5		
公平性 (5点)	いつでも発生するかわからない災害には、すべての人に訓練を通じ啓発を公平に行う必要がある。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(上限3万円) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	地域防災訓練支援事業補助金交付要綱により補助対象経費を限定しているが、各地区、小・中学校の参加人数にとられることなく必要な訓練を行うためにはある程度の金額が必要となるため。	
	市内ニュータウン地域と郡部とでは人口の関係上、参加人数の差が生じているが、そのことで訓練内容の差(割合等による補助支給金額の差をつける事)が生じてはならないと思われる為、妥当である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 <u>II : 見直し</u> III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 学校区を中心とした地域防災訓練は地域住民の自助・共助の意識向上に必要不可欠な事業である。従って、現予算を移管し所管課(教育委員会)での直接執行が望ましいと考える。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 214

補助金等名称	学生災害ボランティア活動事業			担当課	危機管理課			
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
	小事業	10	産官学地域連携推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		非常時の備え	(市の取り組み)		コミュニティ防災力の強化		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間	(開始) 平成29年度 ~ (終了) 平成29年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田学生災害ボランティア活動事業補助金交付要領
補助目的	学生の災害ボランティア活動を支援することにより、被災地支援の促進を図り、被災地での支援活動を通じて培った知識や経験を今後の三田市のまちづくりに役立てることを目的として学生へ活動補助を行う。
補助対象者	三田市市内に学舎を置く学校教育法に規定された、大学、高等学校及び高等専門学校
補助対象事業	平成29年度7月九州北部豪雨の被災地での学生災害ボランティア活動
補助対象経費	学生1人につき10,000円
補助金額 又は補助率	定額(10,000)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		2	0	0
実施又は運営等に当たって要した費用①		220,000 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		220,000 円	0 円	0 円
財源内訳	市補助金②	220,000 円 100.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	220,000 円 100.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	0 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	1校に2回補助を実施			

補助金等名称	学生災害ボランティア活動事業	担当課	危機管理課
--------	----------------	-----	-------

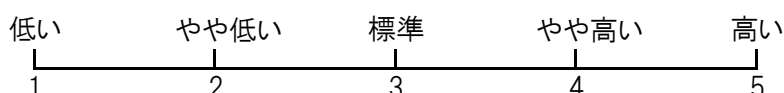
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 被災地への積極的な学生ボランティアの派遣や、その活動経験を今後のまちづくりに生かすための補助であり適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	甚大な災害発生時にはボランティア活動は欠かすことのできないものである。また、その活動は被災地の再生に直接寄与するものであり、公益性の高い事業である。		5		
必要性 (5点)	大規模災害の復興復旧には多くのボランティアが必要である。そのボランティアを容易に派遣するための補助は欠かすことができない。		5		
有効性 (5点)	被災地の要求に対して直接支援するボランティア活動は非常に即効性が高く、有効である。		5		
公平性 (5点)	いつでもどこで発生するかわからない災害に対してのボランティア活動補助であり公平である。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(10,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	ボランティア活動に係る経費は年齢や性別による差がない。従って定額支給が望ましい。	
	活動を行うには、滞在費や交通費、食糧費など様々な費用が必要であり、金額が少なければ自己負担額の増加によるボランティアの減少が想定されるため、定額支給が妥当である。		5		
合 計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続 II : 見直し III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 九州北部豪雨を補助するための1年限りの補助であるため廃止とする。しかし、今後も迅速なボランティア派遣を支援するため、都度要綱を制定し対応する必要がある。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止